④　第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う事業者は、整備に際し回収されたフロン類についても、破壊又は再利用により、大気中への排出を抑制するように努める。
⑤　第一種特定製品の整備を行う事業者及び第二種特定製品が搭載されている自動車の整備を行う事業者は、冷媒漏えいの早期発見のための技術水準の向上を図り、知見を有する者の確保、養成等に努める。
⑥　第一種フロン類再生業者は、フロン類再生施設の使用及び管理の方法を遵守し、再生時の大気中への排出を防止するとともに、用途に応じた適切な再生を行う。
⑦　フロン類破壊業者は、フロン類破壊施設の使用及び管理の方法を遵守し、破壊時の大気中への排出を防止するとともに、作業の安全性等を確保することを前提として、可能な限り分解効率を高めるよう努める。

⑷　国に関する事項
①　自らが指定製品又は特定製品の使用事業者となる場合、「⑵　指定製品又は特定製品の管理者に関する事項」について、率先して実行する。
②　事業者及び国民に対して、法制度、特に第一種特定製品の適正管理、整備又は廃棄の際の回収の必要性、引渡しや費用負担等の義務について、理解と協力を得るための普及啓発、適切な指導助言等を行う。
③　フロン類の製造等から使用、回収、再生、破壊に至るまでの各過程における量を把握するためのシステムの構築を図る。
④　ノンフロン製品及び低ＧＷＰ製品等に係る技術開発の支援及び導入の補助、税制上の軽減措置、人材の育成、表示の充実並びに普及啓発を行い、当該製品の導入の加速化を図る。
⑤　充塡回収業者、整備業者、破壊業者及び再生業者の技術力を確保し、向上させる取組の推進等、特定製品の適切な整備やフロン類の適切な充塡、回収並びに再生及び破壊を促進するための必要な支援を行う。
⑥　フロン類の使用及び大気中への排出を抑制するための国際連携及び開発途上国支援を行う。
⑦　現在主に使われている冷媒に比べて地球温暖化係数の小さいＨＦＣ―32等の使用に係る高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく基準の整備について、「規制改革実施計画（平成25年６月14日閣議決定）」に基づき、ＨＦＣ―32、ＨＦＣ―1234ｙｆ、ＨＦＣ―1234ｚｅ及び二酸化炭素について、技術的事項について検討し、検討を踏まえ当該ガスの利用に伴う条件の緩和や適用除外の措置を講じることについて検討を行う等、法及び他の法令との合理的な調和を図る。
⑧　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）等と連携した建築物の解体工事における取組の強化、第一種特定製品の管理の適正化等に関する必要な支援を行うとともに、第一種特定製品の適正処理の確保に関して先進的な取組を実施している都道府県等の事例の収集や発信を行う。
⑨　事業者が実施するフロン類等の対策の取組が適正に評価される環境づくりについて検討する。

⑸　地方公共団体に関する事項
①　自らが指定製品又は特定製品の使用事業者となる場合、「⑵　指定製品又は特定製品の管理者に関する事項」について、率先して実行する。
②　関係機関や関係団体との協議会の設置による連携等を通じ、第一種特定製品の管理者をはじめとする事業者や国民に対して、第一種特定製品の適正管理、整備又は廃棄の際の回収の必要性、引渡しや費用負担の義務等の法制度について、理解と協力を得るための普及啓発、適切な指導及び助言等を行う。
③　ノンフロン製品及び低ＧＷＰ製品の普及のための広報活動に関し、国の施策に協力するように努める。
④　建設リサイクル法等と連携した建築物の解体工事における指導の強化、第一種特定製品の管理の適正化等に関して必要な支援を行う等、地域の実情に応じた施策の実施に努める。

⑹　国民及び事業者に関する事項
①　国民及び事業者は、フロン類使用製品を買換え又は新たに購入する際、ノンフロン製品又は低ＧＷＰ製品が上市されている場合には当該製品を購入することを検討するよう努める。
②　国民及び事業者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力して、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する教育及び学習の振興並びに広報活動に参加及び協力するように努める。特に、フロン類使用製品の販売を行う事業者は、ノンフロン製品及び低ＧＷＰ製品の普及のための広報活動に関し、国及び地方公共団体の施策に協力するように努める。

５　施策の進捗状況の調査等
環境省及び経済産業省は、法に基づく事業者の取組の進捗状況を含む、法の施行状況について定期的に調査及び評価し、その内容を公表する。また、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第39号）の施行後５年を経過した場合においては、法の施行状況を可能な限り定量的に検証し、必要があると認めるときは、制度の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

附　則

この告示は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第39号）の施行の日から施行する。

○環境省・経済産業省告示第十三号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十六条第１項の規定に基づき、第１種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を次のとおり定めたので、告示する。

平成二十六年十二月十日

経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣臨時代理
国務大臣　有村　治子

第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項

第一　管理第一種特定製品の設置及び使用する環境の維持保全に関する事項

１　第一種特定製品の管理者は、次の事項に留意して管理第一種特定製品を設置すること。
⑴　管理第一種特定製品の設置場所の周囲に、金属加工機械その他の当該管理第一種特定製品に損傷等を与えるおそれのある著しい振動を発生する設備等がないこと。
⑵　管理第一種特定製品の設置場所の周囲に、当該管理第一種特定製品の点検及び修理（フロン類の漏えい（以下単に「漏えい」という。）を防止するために必要な措置をいう。以下同じ。）の障害となるものがなく、点検及び修理を行うために必要な作業空間や通路等が適切に確保されていること。

２　第一種特定製品の管理者は、次の事項に留意して管理第一種特定製品を使用し、かつ、使用する環境の維持保全を図ること。
⑴　１により設置した管理第一種特定製品の設置場所の周囲の状況の維持保全を行うこと。
⑵　他の設備等を管理第一種特定製品に近接して設置する場合は、当該管理第一種特定製品の損傷等その他の異常を生じないよう必要な措置を講ずること。
⑶　管理第一種特定製品に関し、定期的に、凝縮器、熱交換器等の汚れ等の付着物を除去し、また、排水受け（管理第一種特定製品から生じる排水を一時的に貯留する構造のものをいう。）に溜まった排水の除去その他の清掃を行うこと。